

## ○大規模サイバー攻撃事態発生時の態勢に関する要綱の制定について

平成28年3月31日  
例規第11号県警察本部長  
部・課（隊・所）長  
警察学校長  
警察署長

大規模サイバー攻撃事態（国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのあるサイバー攻撃事態をいう。以下同じ。）が発生した場合における長野県警察の態勢を迅速に構築するため、次のとおり大規模サイバー攻撃事態発生時の態勢に関する要綱を制定し、平成28年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようになされたい。

なお、重大サイバー犯罪及びサイバーテロ対策実施要綱の制定について（平成16年10月15日例規第7号）は、廃止する。

大規模サイバー攻撃事態発生時の態勢に関する要綱

### 第1 目的

この要綱は、大規模サイバー攻撃事態が発生した場合における長野県警察の態勢について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 大規模サイバー攻撃事態発生時の報告

警察本部長は、大規模サイバー攻撃事態を認知したときは、その旨を速やかに警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。

### 第3 大規模サイバー攻撃事態発生時の措置を行う態勢

#### 1 対策本部の設置

警察本部長は、大規模サイバー攻撃事態を認知したとき又は警察庁若しくは関東管区警察局の指示を受けたときは、長野県警察大規模サイバー攻撃事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。この場合において、警察本部長は、警察庁及び関東管区警察局に対して、対策本部の設置について報告するものとする。

#### 2 対策本部の任務

対策本部は、長野県内の大規模サイバー攻撃事態に係る情報を集約し、警察庁大規模サイバー攻撃事態対策本部（以下「警察庁対策本部」という。）及び関東管区警察局大規模サイバー攻撃事態対策本部（以下「管区対策本部」という。）に対する報告を行うとともに、その指導及び調整に基づき、初動措置、捜査その他の措置を行うことを任務とする。

#### 3 対策本部の構成

対策本部は、本部長、総括副本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、その構成員は、別表のとおりとする。

#### 4 対策本部の運営

- 本部長は、対策本部の事務を総括する。
- 総括副本部長は、対策本部の設置及び運営に関し、本部長を総括的に補佐する。
- 副本部長は、各所掌業務に関し、本部長を補佐する。
- 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、対策本部への参加を求めることができる。
- (1)から(4)までに定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が指示する。

#### 5 対策本部の庶務

対策本部の庶務は、サイバー犯罪捜査課及び関東管区警察局長野県情報通信部情報技術解析課の協力を得て、警備企画課において処理する。

第4 態勢の縮小及び解除

この要綱に定める態勢の縮小及び解除並びに事後の措置を引き継ぐ部門については、警察庁対策本部の長（警察庁対策本部が設置されなかった場合は、管区対策本部の長）が指示するところによる。ただし、警察庁対策本部及び管区対策本部のいずれも設置されなかった場合は、本部長の判断するところによる。

(別表) (第3関係)

長野県警察大規模サイバー攻撃事態対策本部

本部長	警察本部長
総括副本部長	警備部長
副本部長	警務部長
	生活安全部長
	地域部長
	刑事部長
	交通部長
	関東管区警察局長野県情報通信部長
本部長	警務課長
	情報管理課長
	生活安全企画課長
	サイバー犯罪捜査課長
	地域課長
	刑事企画課長
	交通企画課長
	警備企画課長
	警備第一課長
	警備第二課長
	関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課長
	関東管区警察局長野県情報通信部情報技術解析課長